

○宍粟市秋のふれあい文化祭実施事業補助金交付要綱

平成20年3月31日

告示第144号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宍粟市補助金等交付規則（平成17年宍粟市規則第44号。以下「規則」という。）に基づき、秋のふれあい文化祭実施事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象)

第2条 規則第2条の2の規定による補助事業等の名称、目的、内容、補助対象経費及び補助率又は補助金額等に関しては、別表に定めるとおりとする。

(別に定める事項)

第3条 規則第3条、第8条第1項及び第14条に規定する申請書等に添付を要する市長が別に定める書類及び市長が指定する期日、規則第10条第2項の規定による着手・完了届、規則第11条第1項第1号に規定する市長が別に定める軽微な変更、規則第16条第2項に規定する概算払及び規則第22条第2項に規定する別に定める処分制限期間は、別表の別に定める事項欄に定めるとおりとする。

(特例)

第4条 市長は、補助事業の目的に照らして、特に必要があると認めた場合は、前条の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

補助事業の名称	秋のふれあい文化祭実施補助事業
補助事業の目的	市内で日頃活動する文化団体が一堂に会する発表や交流の場を提供し、一層の活性化と育成を図るとともに個性ある地域文化の高揚に資する。
補助事業の対象者	秋のふれあい文化祭実行委員会
補助事業の内容及び補助対象経費	秋のふれあい文化祭開催に要する司会・出演者・運営協力者に対する謝礼、賞品・事務用品等の購入、開催案内・広告、チラシ、プログラム等の印刷、郵便料、会場・舞台備品の使用及び借り上げ、舞台操作等の

	委託その他経常的に要する経費で市長が必要と認めた経費	
補助率又は補助金額	補助対象経費の実支出額の10/10以内で市長が必要と認めた額	
別に定める事項	規則第3条関係（交付申請）	添付書類…事業計画書、収支予算書、その他指示する書類 指定期日…別途指示する。
	規則第8条第1項関係（額変更交付申請）	添付書類…交付申請に準じる。 指定期日…変更事由が生じて直ちに
	規則第10条第2項関係（着手・完了届）	適用除外
	規則第11条第1項関係（変更承認申請）	軽微な変更…事業の目的を著しく逸脱しない程度の変更
	規則第14条関係（実績報告）	添付書類…事業報告書、収支決算書、その他指示する書類 指定期日…事業完了後1か月以内
	規則第16条第2項（概算払い）	可（原則として、所要見込額を年1回。目安：事業実施前10/10以内）
	規則第22条第2項関係（処分制限期間）	適用除外